

参加無料

日本知的財産仲裁センターシンポジウム 裁判は 知的財産仲裁センターの あとで

大企業と中小企業のための仲裁センター活用ノウハウ

日本知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会とにより設立され、弁護士と弁理士が共同で知的財産に関する紛争解決に当たるADR（裁判外の紛争解決）機関です。知的財産に関する紛争をもっとスマートに解決するための、知的財産仲裁センター活用の実務セミナーを下記の通り開催します。

日時

平成27年12月4日(金)
14:00~17:00

会場

名古屋商工会議所【2Fホール】
名古屋市中区栄2-10-19

内容

14:15~16:45

大企業と中小企業のための 知的財産仲裁センター活用事例

大企業・中小企業がそれぞれの立場において抱える知財問題、例えば、自社の権利が侵害された場合や他社から権利侵害の警告を受けた場合の対応、他社の権利を回避したい場合の方策、裁判せずに紛争を解決したい場合に採る手段などの具体的事案を寸劇仕立てで紹介し、知的財産仲裁センターを効果的に活用する方法を説明します。

16:45~17:00 質疑応答

- 主催 名古屋商工会議所、日本弁理士会東海支部、愛知県弁護士会、日本知的財産仲裁センター名古屋支部、弁護士知財ネット中部地域会
- 後援 中部経済産業局、愛知県、名古屋市、一般社団法人愛知県発明協会(予定)
- 定員 250名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 参加費 無料
- 対象 企業経営者、知財担当者、一般の方々及び弁護士、弁理士
※本セミナーは弁理士向け業務研修(2.5単位)としても企画しております。

参加をご希望の方は裏面よりお申込みください。

お問い合わせ

日本知的財産仲裁センター名古屋支部事務局
愛知県弁護士会事務局内 TEL:052-203-1651 FAX:052-203-0714

◆お申し込み方法

参加をご希望される方は、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付して下さい）にて下記までお申し込み下さい。

なお、誠に勝手ながら、定員を超過した場合以外は折り返しご連絡を差し上げませんので、直接会場へお越し下さい。

◆締切り 平成27年11月27日（金）

◆申込み、お問合せ先 日本知的財産仲裁センター名古屋支部事務局

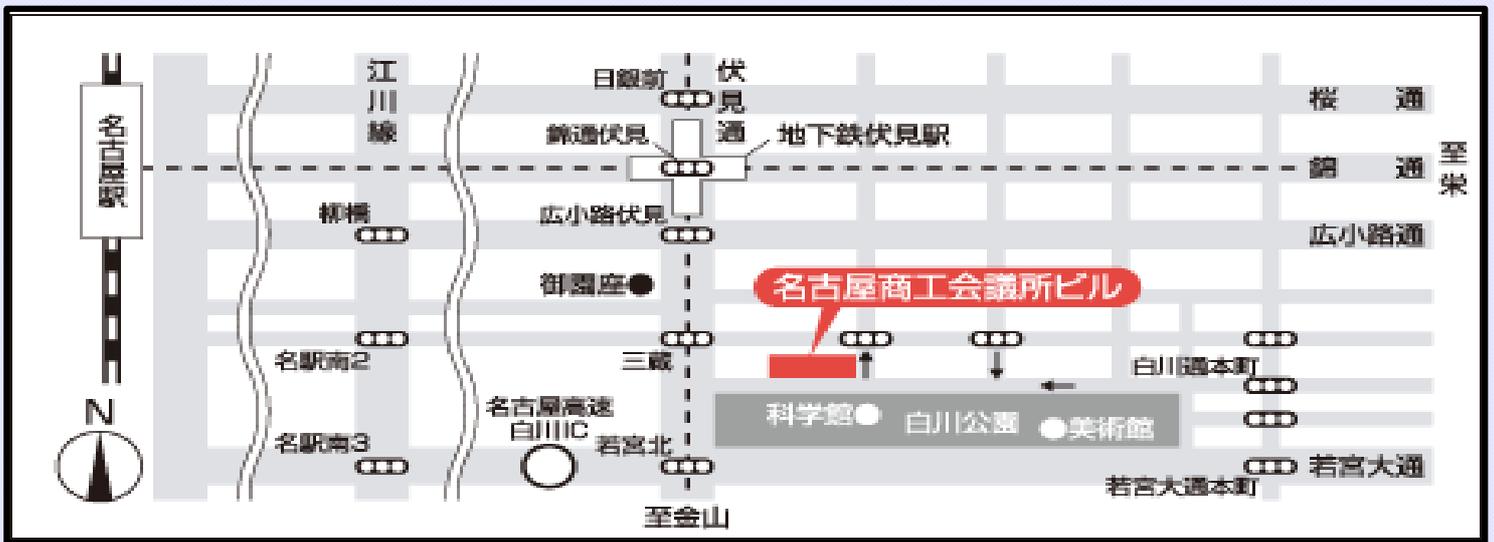
〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会事務局内

TEL:052-203-1651 FAX:052-203-0714

※WEBからのお申し込みは、以下、日本弁理士会東海支部のホームページより受け付けます。

<http://www.jpaa-tokai.jp/>

会場地図



日本知的財産仲裁センター名古屋支部 事務局 行 (FAX 052-203-0714)

日本知的財産仲裁センターシンポジウム 参加申込書

フリガナ 氏名			
連絡先	〒 -		
	所属 (勤務先)	部署・役職	
	TEL () -		FAX () -

※複数名お申し込みの場合は、別紙に氏名等をご記入下さい。

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。

また当支部からのイベント情報の提供に利用させていただくこともあります。